社会福祉法人浜田市社会福祉協議会　地域・子ども食堂助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この事業は、共同募金の配分金により、社会福祉法人浜田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、浜田市内において地域・子ども食堂を開催する団体等に対して事業に要する費用を助成し、子ども食堂の安定的かつ継続的な運営を支援することにより、子どもが安心して過ごせる地域社会の形成とともに、食を通じた地域とのふれあいにより子どもの心身ともに健やかな育成を図ることを目的とし、その助成金の交付に関しては、浜田市社会福祉協議会補助金等交付要綱（平成18年浜田市社会福祉協議会要綱第３号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　子ども　１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。

⑵　地域・子ども食堂　子どもが一人でも行くことのできる無料又は低額の食堂で、子どもを　　中心として、様々な世代の地域住民がつながりあう取り組みをいう。

（助成対象）

第３条　助成の対象とするものは、浜田市内において地域・子ども食堂を開設し、又は開設を予定するものであって、次の各号に定める要件をいずれも満たすものとする。

⑴　年６回以上定期的に開催する予定があること。

⑵　運営主体が次のいずれかであること。ただし、営利活動、宗教活動、政治活動のいずれかと認められる場合は対象としない。

ア　地域住民

イ　ボランティア団体

ウ　特定非営利活動法人

⑶　毎回１８歳未満の子どもが参加すること。

（助成額及び助成期間）

第４条　１件あたりの助成限度額は40,000円とする。ただし、事業費の総額には自己資金を含まなければならない。

2 　助成事業の対象期間は、毎年4月1日から翌年の３月３１日までとする。

（助成対象経費）

第５条　助成の対象とする経費は、別表第１に定めるとする。

（助成金交付の申請）

第６条　助成を受けようとする団体等は、補助金等交付申請書（様式第1号）に関係書類に次の各号に掲げる書類を添付して、会長に提出するものとする。

（助成金交付決定及び通知）

第７条　補助金等交付申請書を受理した後、その内容を審査し、必要があればヒアリングを行い、適当と認めたときは、補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により団体等へ通知する。

２　会長は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

　（助成金の交付）

第８条　助成決定を受けた団体等は、補助金交付請求書（様式第7号）に必要事項を記入し、本会へ提出後に助成金を受けることができる。

（事業の報告）

第９条　助成を受けた団体等は、事業完了後、1か月以内に補助事業等実績報告書（様式第５号）に関係書類、対象経費の領収書の写し及び事業写真を添付し、提出するものとする。

（会計帳簿等の整理）

第10条　助成を受けた団体等は、助成金の使途及び経理について内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備しなければならない。

（助成金の返還）

第11条　会長は、助成金の交付を受けたものが次の各号の一に該当したときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

⑴　第３条に規定する要件を満たさなくなったとき。

⑵　申請書その他の書類に虚偽の記載をするなどして、不正に助成金の交付を受けたとき。

⑶　助成金を他の用途に使用したとき。

⑷　年度途中において解散し助成金に残金が生じたとき。

（共同募金への協力）

第12条　助成を受けた団体等は、共同募金運動に積極的に協力するものとする。また、共同募金助成金による事業であることを明示し、広く周知することに務めなければならない。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する

別表１（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 助成対象経費(運営に係るもの) | 謝金 | 運営スタッフ以外の者に支払う謝礼 |
| 旅費交通費 | ボランティアの公共交通費等 |
| 保険料 | 傷害保険料 |
| 借上料 | 子ども食堂を実施する会場を借り上げる費用 |
| 材料等購入費 | 食事の提供に要する食材の購入費※飲用アルコールは助成対象外（料理酒として使用する場合はこの限りではない） |
| 消耗品費 | 食器・箸・スプーン・サランラップ、洗剤等の消耗品代、マスク・消毒液・除菌シート等の衛生用品代 |
| 通信運搬費 | 切手代、送料 |
| 印刷製本費 | コピー代、用紙・インク等のチラシ等作成に要する費用 |
| 会議費 | スタッフ会議に必要な飲み物代 |
| その他 | 学習支援に使用する教材費等、子ども食堂の運営に必要な電気・ガス・水道・灯油代等の光熱水費 |